| | | |
|---|---|---|
| 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額 | 令和六年二月 | ［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | | |

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第1号表の改正規定は、公布の日から施行する。

○**総務省令第三十二号**

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に行われるものとする。 | 地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に行われるものとする。 |
| ［一～十　略］ | ［一～十　同上］ |
| 十一　令和九年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027関西の準備及び運営に係る事業 | 十一　令和四年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○**総務省令第三十三号**

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 様式第三号 | 様式第三号 |
| ［略］ | ［同左］ |
| 第１　［略］ | 第１　［同左］ |
| 第２【事業の状況】 | 第２【事業の状況】 |
| １　［略］ | １　［同左］ |
| ２【サステナビリティに関する考え方及び取組】 | ［新設］ |
| 三～五　［略］ | 二～四　［同左］ |
| 第三～第六　［略］ | 第三～第六　［同左］ |
| （記載上の注意）　［略］ | （記載上の注意）　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。 | |

附　則

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。